

(証券コード6669)

平成30年3月7日

株 主 各 位

京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地

シ ー シ ー エ ス 株 式 会 社

代表取締役社長 大 西 浩 之

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月22日(木曜日)営業時間終了時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地  
京都ガーデンパレス 2階 葵の間  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」  
をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第25期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 当社とオブテックスグループ株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ccs-inc.co.jp>）に掲載しております。

株主総会参考書類の以下の事項

- ・第1号議案の「オブテックスグループ株式会社の定款」および「オブテックスグループ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等」

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 当社では、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.ccs-inc.co.jp>）において招集ご通知を提供しております。  
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、上記当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
  - 昨年まで株主総会終了後に開催しておりました会社説明会について、諸般の事情により、本年は開催を取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内の経済は、政府の経済政策などの効果もあり、緩やかに回復いたしました。

海外では、米国の景気は着実に回復しており、欧州の景気は緩やかに回復しております。また、中国をはじめとするアジア地域では、景気を持ち直しの動きがみられました。

このような状況の中、当社グループの主たる事業分野であるMV（マシンビジョン）事業は、前連結会計年度に引き続き取り組んでいるソリューションの拡充や営業エリアの拡大、新製品の投入が功を奏し、国内での売上が拡大いたしました。また、海外におきましては、欧州では大型顧客向けの販売が好調に推移し、アジアでもマレーシアなどの新興国での販売が順調に拡大したことから、売上高は堅調に推移いたしました。

新規事業では、急速に拡大しているUV-LED市場でのUV照射器ビジネスの事業展開や「自然光LED」の応用展開に注力した結果、売上高は着実に拡大しております。

なお、平成29年5月に中国の子会社の当社出資持分の全てを譲渡したことにより、関係会社出資金売却損47百万円を特別損失に計上しております。

以上の結果、売上高は9,022百万円、営業利益は1,496百万円、経常利益は1,441百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,053百万円となりました。

なお、当社は平成28年8月3日開催の臨時株主総会決議により、決算期末を7月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、比較対象となる前連結会計年度が平成28年8月1日から平成28年12月31日までの5ヶ月間となったため、前連結会計年度との比較については記載しておりません。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は420百万円であります。

その主なものは、研究開発設備、生産関連設備および土地の取得等であります。

(3) **資金調達の状況**

当社は、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当及び金融機関からの借入金により調達しております。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 22 期 (平成27年7月期)	第 23 期 (平成28年7月期)	第 24 期 (平成28年12月期)	第 25 期 (平成29年12月期)
売 上 高	6,951,163	7,376,276	3,103,860	9,022,879
経 常 利 益	760,094	880,571	236,482	1,441,791
親会社株主に帰属 する当期純利益	772,763	615,163	150,479	1,053,933
1株当たり 当期純利益(円)	186.52	137.93	27.78	194.54
総 資 産	6,664,060	6,737,386	6,734,636	7,863,991
純 資 産	4,072,387	4,373,591	4,456,792	5,400,781
1株当たり純資産額(円)	698.62	782.25	801.69	996.90

(注) 第24期につきましては、決算日を12月31日に変更したことともない、5ヶ月間となっております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 22 期 (平成27年7月期)	第 23 期 (平成28年7月期)	第 24 期 (平成28年12月期)	第 25 期 (平成29年12月期)
売 上 高	5,548,738	6,016,367	2,614,337	7,933,468
経 常 利 益	634,120	673,809	251,999	1,369,177
当 期 純 利 益	694,182	471,641	179,241	992,925
1株当たり 当期純利益(円)	167.55	105.75	33.08	183.28
総 資 産	5,601,858	5,772,808	5,725,038	6,944,147
純 資 産	3,219,264	3,582,428	3,642,479	4,580,930
1株当たり純資産額(円)	530.08	661.24	672.33	845.57

(注) 第24期につきましては、決算日を12月31日に変更したことともない、5ヶ月間となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はオプテックスグループ株式会社であり、同社は、当社の株式を3,441,651株（持株比率63.5%）所有しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
CCS America, Inc.	500千USD	100.0%	L E D 照明装置および制御装置の販売
CCS Asia PTE. LTD.	50千SGD	100.0%	画像処理関連製品の製造およびその販売
CCS Europe N. V.	230千EUR	※ 100.0%	L E D 照明装置および制御装置の販売
晰写速光学（深圳）有限公司	3,000千元	100.0%	工業用照明機器の開発、製造および販売

(注) 1. ※印は間接所有を含む比率であります。

2. 東莞銳視光電科技有限公司につきましては、平成29年5月26日付で、当社が保有する出資持分の全てを東莞科視自動化科技有限公司に譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。
3. 平成29年6月15日に晰写速光学（深圳）有限公司を設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. 上記の他、連結子会社CCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT. LTD. がありますが、事業活動を休止しており、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (6) 対処すべき課題

当社は「お客様に愛と感謝」を社是としており、CCS (Creating Customer Satisfaction) という社名が示すとおり「顧客満足の創造」は、企業活動の原点となっております。

創業以来、当社は、顧客の要望を真摯に受け止め、製品技術の開発に取り組んでまいりました。今後も「すべてはお客様のために」を行動指針とし、ライティングノウハウを活用した「ライティング・ソリューション」を広くユーザーへ提供することで、「光を科学し、社会に貢献する」という基本理念を実現し、世界に「見える！」を提供してまいります。

また、オプテックスグループの一員としての融合を進め、最大限のシナジーを追求するとともに、当社としての企業価値向上に取り組み、全社員一丸となって、より高品質、高付加価値の照明製品や光応用製品を生み出しております。

加えて、企業の果たすべき社会的責任の重要性を認識し、コンプライアンス体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

当社グループは、中長期の経営計画の基本方針として、以下の3つを掲げて取り組んでまいります。

- ① 国内・海外のMV市場で大きくシェアUP。UVは第2の収益の柱に。
- ② 市場の変化をリードし、「変化は、いつもCCSから」を業界常識に。
- ③ 4年後の、売上高200億円を支える強靱な体制を構築。

当社グループは、これらの基本方針を実現するための重要課題を以下のとおり認識しております。

- ① 国内・海外のMV市場で大きくシェアUP。UVは第2の収益の柱に。

### ・国内MV市場

お客様へ「見える！」を提供すべく、ソリューションの拡充と提案力の強化に注力してまいります。そのために、当社の主力製品である画像処理用LED照明の製品ラインアップを増やしていくとともに、LED照明以外のカメラ・レンズ等の周辺領域の商材についても様々な企業とのコラボレーションにより拡充してまいります。

#### ・海外MV市場

世界全エリアでのトップシェア獲得を目指し、新興国を含む未開拓エリアなど攻めきれていない海外市場への事務所開設等、営業体制を強化し、エンドユーザーとの関係を構築してまいります。また、顧客企業のグローバル展開および海外におけるマシンビジョン照明市場の拡大に対応し、各地域固有の顧客ニーズに適したサービス提供や製品を投入し、ソリューション提案を進めてまいります。

#### ・新規事業

デバイスビジネス、美術館・博物館ビジネス、アグリバイオビジネス、メディカルビジネス、UVビジネスにおいて当社のコアコンピタンスを効率的に活用してまいります。中でもUV市場は大きく成長することを見込んでいるため、UVビジネスに注力してまいります。また、適正投資額の範囲を見定めながら、事業の統合やより成長性の高い事業の新芽発掘を進め、堅実な事業拡大を図ってまいります。

### ② 市場の変化をリードし、「変化は、いつもCCSから」を業界常識に。

#### ・技術力とモノづくり力の強化

業界をリードする製品を継続的に市場に提供してまいります。それを支える技術力の強化として、LEDデバイス技術の深化と、製品性能・機能の進化といった、コア技術の進化と深化を進めるとともに、技術トレンドを先読みして、積極的な先行技術開発にも取り組んでまいります。これらの技術資産を活用し、製品開発力を底上げするとともに、開発プロセスの変革と改善を進め、新製品の市場投入を加速してまいります。

また、当社独自のモノづくりコア技術を強化し、製品の高付加価値化、ブラックボックス化による他社との差別化を実現してまいります。

### ③ 4年後の、売上高200億円を支える強靱な体制を構築。

#### ・経営インフラの充実・強化

事業規模の拡大や事業のグローバル化に対応するため、本社・生産拠点・開発拠点の拡張、人材採用、グローバルベースの情報システム構築といった経営インフラの充実・強化を進めてまいります。

また、多様化するお客様からのご要望に対応するため、さらなる生産性の向上活動に継続的に取り組み、外注マネジメント、グループ会社の活用を

推進することで、コスト競争力を強化するとともに、さらなる増産体制を構築してまいります。あわせて、業界No. 1品質を支える品質行政を徹底してまいります。

- ・事業融合によるシナジー効果の最大化

当社は、オプテックスグループの一員としてシナジーを最大化すべく、グループ企業との連携強化を進め、製品企画や、技術力・モノづくり力の強化、販売力の拡大等を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容(平成29年12月31日現在)

当社グループは、LEDを光源とする照明装置およびLED照明装置の調光等の機能を有する制御装置の製造販売を主たる事業としております。

なお、事業の内訳は以下のとおりであります。

事業	事業区分	事業内容
LED照明事業	MV (マシンビジョン) 事業	主に生産ラインに組み込まれる画像処理装置で使われるLED照明装置および制御装置の開発・製造・販売を行っております。
	新規事業	LED照明装置用のLEDデバイスの開発・製造・販売のほか、美術館・博物館向け、アグリバイオ向け、メディカル向け、UV照射器向けのLED照明装置および制御装置の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な事業所(平成29年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 京都市上京区  
工場 生産センター (京都市下京区)  
営業所 東京営業所 (東京都渋谷区)  
営業所 名古屋営業所 (名古屋市中村区)  
営業所 仙台営業所 (仙台市青葉区)  
研究所 光技術研究所 (京都市上京区)  
駐在員事務所 上海代表處 (中国上海市)  
駐在員事務所 深圳代表處 (中国広東省深圳市)  
駐在員事務所 台湾代表處 (台湾台北市)

② 主要な子会社の事業所

CCS America, Inc. アメリカ  
CCS Asia PTE. LTD. シンガポール  
CCS Europe N. V. ベルギー  
晰写速光学 (深圳) 有限公司 中国

(9) 使用人の状況(平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
L E D 照 明 事 業	284名(37名)	1名減(43名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数の平均雇用人員は、外書で( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
240名(30名)	33名増(5名減)	39.8歳	7.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数の平均雇用人員は、外書で( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 当社の主要な借入先の状況(平成29年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	179,600千円
株式会社京都銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	181,276千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000千円

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,417,829株  
(うち自己株式235株)
- (3) 株主数 1,934名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
オペテックスグループ株式会社	3,441,651株	63.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	92,900株	1.7%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	78,700株	1.5%
MSIP CLIENT SECURITIES	70,400株	1.3%
ML PRO SEGREGATION ACCO UNT	59,900株	1.1%
シーシーエス従業員持株会	56,300株	1.0%
NOMURA PB NOMINEES LIM ITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	54,700株	1.0%
栢原伸也	41,900株	0.8%
黒岩和之	36,600株	0.7%
上田隆彦	30,600株	0.6%

(注) 持株比率は、自己株式（235株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 西 浩 之	オプテックスグループ株式会社取締役
取 締 役	上 田 隆 彦	
取 締 役	小 國 勇	オプテックスグループ株式会社代表取締役社長 兼COO オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長 ジックオプテックス株式会社代表取締役社長
取 締 役	奥 村 訓	オプテックス・エフエー株式会社LED営業部部长
取 締 役 (監査等委員)	酒 見 康 史	弁護士 株式会社松風社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	見 座 宏	オプテックスグループ株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	八 幡 知 行	公認会計士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）酒見康史氏および同八幡知行氏は、社外取締役であります。
2. 見座宏氏は、他の企業における経理業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 八幡知行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、酒見康史氏および八幡知行氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。

## (2) 取締役の報酬等

区 分	支給人員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	2名	35,499千円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （うち社外取締役）	3名 (3名)	8,400千円 (6,400千円)
合 計	5名	43,899千円

(注)当事業年度において、社外取締役が当社を除く親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は18,511千円であります。

## (3) 当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬の「取締役報酬」をベースに、業務執行の権限および責任の範囲に応じて「役付報酬」および「代表者報酬」を加算するものとし、個別の報酬額は、株主総会で承認可決された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。
- ② 監査等委員である取締役の報酬は「取締役報酬」のみとしており、個別の報酬額は、監査等委員の協議（委員全員の同意があるときは監査等委員会決議）により決定しております。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）酒見康史氏は株式会社松風の社外監査役でありませんが、当社は株式会社松風との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）見座宏氏はオプテックス・エフエー株式会社の社外監査役でありましたが、平成29年3月8日に退任しております。同社は、当社の親会社の子会社であります。また、同氏は、平成29年3月25日に、当社の親会社であるオプテックスグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任したため、会社法第2条第15号ハの定めにより、同日付で、当社における社外性を喪失いたしました。
- ・取締役（監査等委員）八幡知行氏はオプテックス・エフエー株式会社の社外監査役でありましたが、平成29年3月8日に退任しております。同社は、当社の親会社の子会社であります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 酒見康史	<p>弁護士としての専門性に基づき、豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会においても法令遵守について適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 見座宏	<p>他社における取締役としての豊富な経験と経理業務を通じて培った財務および会計に関する幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会においても内部監査および決算プロセスについて適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 八幡知行	<p>公認会計士としての専門性に基づき、豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会においても内部監査および決算プロセスについて適宜必要な発言を行っております。</p>

酒見康史氏は、当事業年度中に開催した取締役会14回中13回および監査等委員会13回の全てに出席しております。

見座宏氏は、当事業年度中に開催した取締役会14回および監査等委員会13回（うち、社外取締役（監査等委員）としての出席は、取締役会5回および監査等委員会4回）の全てに出席しております。

八幡知行氏は、当事業年度中に開催した取締役会14回中13回および監査等委員会13回中12回に出席しております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の、監査計画の内容及び職務遂行状況並びに報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、専門性、職務の遂行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適当であると判断した場合は、監査等委員会の決議によって不再任に関する議案を提出します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はありません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、事業活動によって得られた利益を、従業員への賞与、株主の皆様への配当、成長資金としての内部留保へ適正に配分することにより、資本効率を高め、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

経営環境の変化に耐えうる財務基盤を維持し、中長期の成長資金確保のため、内部留保の充実を図りながら、配当につきましては、当面、期末配当として年1回、連結配当性向20%~30%を目標として、継続的かつ業績に応じた利益還元をしていく方針です。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり45円の配当を実施することを決定いたしました。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを適切に構築し、運用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正を確保するために以下のとおり取締役会で決定し実践しております。

### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る基本方針及びコンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、継続的な教育の実施等によりこれを遵守する。また、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として内部通報制度を構築し、リスクの早期発見と的確に対応できる体制を整備する。
- ④ 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部署を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

### (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の意思決定及び職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか経営幹部会をはじめ各種主要会議の議事録及び会議資料）について、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切にこの情報の保存及び管理を行う。

### **(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメントを推進する体制として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社で一体化したリスク管理を行う。
- ② 当社子会社においても、その規模、特性を踏まえて当社の社内規程その他に準じて規程等を整備し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。
- ③ 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

### **(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行に当たっては、業務執行取締役と執行役員が役割分担等を行い、効率的な業務執行を行うものとする。
- ② 当社は、経営の機動性を高めるため、業務執行取締役と執行役員で構成する「経営幹部会」を定期的で開催し、業務執行上の当社グループ会社における重要課題について報告・検討を行う。
- ③ 上記事項の実施を通じて、子会社における取締役等の業務が効率的に実行されることを確保する。

### **(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、必要に応じて親会社であるオプテックスグループ株式会社と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他の業務の適正を確保するための体制の整備等について連携し、実施する。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、各グループ子会社代表の業務執行状況を監視・監督するとともに、適正な業務運営のための管理体制及びコンプライアンス、リスク管理の体制整備を支援する。子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- ③ 各子会社代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一

化を図り、グループ間取引に際し不適切な取引の発生防止に努める。

- ④ 当社の内部監査部署は、当社及びグループ会社の内部監査を定期的に実施し、指摘事項に対する改善策の進捗状況を確認するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
  - ① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。
  - ② 使用人の任命、異動、評価等については監査等委員会の承認を得るものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示を受けた使用人は、その指示に関して当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとし、その独立性と指示の実効性を確保する。
- (7) **当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制**
  - ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報制度規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。
- (8) **その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - ① 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
  - ② 当社監査等委員会は、当社内部監査部署および会計監査人との情報交換を含め連携を密にし、また、グループ各社の監査役等と意見交換を行う。

- ③ 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

#### **(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

### **8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、平成29年7月13日付で改定した「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備および運用の状況について、定期的にモニタリングを実施し、監査等委員会に報告を行い、適切な内部統制システムの構築・運用に努めてまいりました。今後、より一層運用の徹底を図るため、コンプライアンス教育を推進してまいります。

- ◎ 事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,211,617</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,058,606</b>
現金及び預金	2,485,817	買掛金	387,017
受取手形及び売掛金	2,028,937	短期借入金	400,000
商品及び製品	557,580	1年内返済予定の長期借入金	101,392
仕掛品	288,584	未払金	477,846
原材料及び貯蔵品	578,129	未払法人税等	302,598
繰延税金資産	162,297	賞与引当金	260,912
その他	113,094	その他	128,839
貸倒引当金	△2,823	<b>固 定 負 債</b>	<b>404,603</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,652,373</b>	社債	200,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,279,834</b>	長期借入金	59,484
建物及び構築物	407,304	退職給付に係る負債	116,737
機械装置及び運搬具	21,564	その他	28,382
工具器具備品	241,213	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,463,210</b>
土地	608,587	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	678	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,353,948</b>
建設仮勘定	486	資本金	462,150
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>142,406</b>	資本剰余金	1,460,472
その他	142,406	利益剰余金	3,431,790
投資その他の資産	230,132	自己株式	△463
繰延税金資産	30,467	その他の包括利益累計額	46,832
その他	199,665	為替換算調整勘定	46,832
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,863,991</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,400,781</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,863,991</b>

# 連結損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,022,879
売 上 原 価		3,656,696
売 上 総 利 益		5,366,183
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,869,647
営 業 利 益		1,496,535
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,055	
受 取 手 数 料	1,691	
受 取 補 償 金	2,250	
物 品 売 却 益	4,206	
そ の 他	6,607	15,809
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,092	
売 上 割 引	17,704	
為 替 差 損	38,074	
そ の 他	4,681	70,553
経 常 利 益		1,441,791
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,196	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	47,776	51,973
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,389,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	350,132	
法 人 税 等 調 整 額	△15,186	334,946
当 期 純 利 益		1,054,872
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		938
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,053,933

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年1月1日 残高	462,150	1,460,472	2,447,249	△166	4,369,705
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△54,177		△54,177
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,053,933		1,053,933
自己株式の取得				△297	△297
連結除外に伴う利益剰余金 減少額			△15,216		△15,216
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	984,540	△297	984,243
平成29年12月31日 残高	462,150	1,460,472	3,431,790	△463	5,353,948

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
平成29年1月1日 残高	△26,398	△26,398	113,485	4,456,792
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△54,177
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,053,933
自己株式の取得				△297
連結除外に伴う利益剰余金 減少額				△15,216
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	73,231	73,231	△113,485	△40,253
連結会計年度中の変動額合計	73,231	73,231	△113,485	943,989
平成29年12月31日 残高	46,832	46,832	-	5,400,781

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称  
CCS America, Inc.  
CCS Europe N. V.  
CCS Asia PTE. LTD.  
晰写速光学（深圳）有限公司
- ・連結範囲の変更

東莞銳視光電科技有限公司は当社の連結子会社でしたが、当連結会計年度において当社が保有する出資持分の全てを譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。また当連結会計年度より晰写速光学（深圳）有限公司を新設したため、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

CCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT. LTD. の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

- ハ、 たな卸資産
- ・ 商品、製品、仕掛品、原材料 主として移動平均法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  - ・ 貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、 有形固定資産（リース資産を除く）
- 当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
- ロ、 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法を採用しております。なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ、 リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与に備えるため、賞与支給見込額の内、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ、 ヘッジ会計の方法
- 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ロ、 ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- ハ、 ヘッジ方針
- 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ニ、 ヘッジの有効性評価の方法
- 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,310,474千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,417,829株	一株	一株	5,417,829株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	113株	122株	一株	235株

(注) 自己株式数の増加122株は単元未満株式及び端株の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年2月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	54,177	10	平成28年12月31日	平成29年3月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年2月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	243,791	45	平成29年12月31日	平成30年3月8日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に営業部門へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、年1回与信管理限度額水準の見直しを行っており、信用リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。社債は固定金利となっております。

また、これら営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	2,485,817	2,485,817	—
(2)	受取手形及び売掛金	2,028,937	2,028,937	—
資産計		4,514,755	4,514,755	—
(1)	買掛金	387,017	387,017	—
(2)	短期借入金	400,000	400,000	—
(3)	未払金	477,846	477,846	—
(4)	社債	200,000	198,800	△1,199
(5)	長期借入金	160,876	162,351	1,475
負債計		1,625,739	1,626,016	276
デリバティブ取引		—	—	—

※ 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	996円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	194円54銭

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### (簡易株式交換による完全子会社化)

当社と当社の親会社であるオプテックスグループ株式会社（以下「オプテックスグループ」）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社をオプテックスグループの完全子会社とすることを決議し、平成30年7月1日を効力発生日として、オプテックスグループを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会の承認を前提としており、これにより、当社株式は平成30年6月27日に上場廃止（最終売買日は平成30年6月26日）となる予定です。

#### (1) 本株式交換の目的

オプテックスグループ企業グループ（オプテックスグループ、並びにその子会社と孫会社の29社及び関連会社2社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、平成29年1月より持株会社体制によるグループマネジメントを開始し、現在、持株会社であるオプテックスグループを筆頭に、直系事業子会社として以下の4社が連なる体制のもと、事業を推進しております。

- ① 防犯用センサや自動ドア用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス株式会社
- ② ファクトリーオートメーションにおける制御用センサや検査用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス・エフエー株式会社（以下「オプテックス・エフエー」といいます。）
- ③ ファクトリーオートメーションにおける画像処理用LED照明機器や工業用紫外線照射装置その他LED応用照明などの開発・製造・販売を主たる事業とするシーシーエス株式会社（以下「シーシーエス」といいます。）
- ④ グループのCSR（企業の社会貢献事業）と従業員福利厚生施設運営などを主たる事業とするオーバルオプテックス株式会社

オプテックスグループは、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付けにより連結子会社化いたしました。当初はシーシーエス経営陣及び従業員の意向に配慮しシーシーエスの上場を維持してまいりましたが、その後、グループ経営のありかたを議論し、持株会社体制にグループ経営の枠組みを変更いたしました。さらに平成29年1月より、当時JASDAQ市場に上場していたオプテックス・エフエーを100%子会社化して、グループ経営の機動力をあげることでグループシナジーによる業績向上を図ってまいりました。シーシーエス経営陣及び従業員とも信頼関係の構築が進んでグループ内の協力関係が強固になった結果、特にファクトリーオートメーション関連事業において大きな成長を遂げるに至りました。

このような中で平成29年8月にオプテックスグループにて開催した定時取締役会においてオプテックスグループ企業グループの体制に関する検討議論がなされ、シーシーエスは100%子会社とすることで、より一層の事業成長加速を図ることが望ましいとの結論に至りました。その後、本株式交換を進めるうえでのアドバイザーなど主要な体制構築を行って、平成29年

9月シーシーエスに対して交渉を進めるべく体制構築を依頼し、平成29年10月に両社関係者が会してキックオフミーティングを実施して交渉を行ってまいりました。

今後は、オプテックス・エフエーとシーシーエスの双方において行っております画像処理用LED照明機器事業の一層の連携を図り、グループ内における経営資源の選択と集中や、事業経営の効率化を進めてまいりたいと考えております。またオプテックスグループ企業グループでは、さらなる業績拡大の加速と、事業多角化による継続的成長のために、M&Aや資本業務提携を重要な経営戦略と位置付けて、積極的に取り組みを進めておりますが、より効果的なM&A又は提携のためには、従来に比べ大きな資金規模を必要とすることが想定されるため、オプテックスグループとシーシーエスの両社がそれぞれの経営資源にて個別対応するより、両社が全体最適視点で連携することが効率的で、両社の企業価値向上にとって望ましいと考えております。そのためには、両社の株主を含めたステークホルダーの利益確保の点でも一致した経営行動と、意思決定の迅速化を図るうえで、現時点でのシーシーエス完全子会社化が望ましいと考えるに至りました。

なお、株式交換による完全子会社化という方法を選択いたしましたのは、オプテックスグループ企業グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術を企業グループ全体で活用して業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様引き続きオプテックスグループ企業グループ株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指したいと考えたためです。

一方で、シーシーエスでも、オプテックスグループからの依頼をうけ、本株式交換を進めるうえでのプロジェクトチームの発足や外部アドバイザーなど主要な体制構築を行い、株式交換による完全子会社化が自社の今後の成長戦略にどのように寄与するかについて検討を行いました。

シーシーエスは、平成5年10月に設立し、実用化され始めたLEDにいち早く着目することで自動検査の際の光源として使用される画像処理用LED照明を様々な生産現場に提供してきました。この画像処理用LED照明装置の開発・製造・販売を主な事業として、同分野で培った技術・ノウハウを活かして、UV（紫外線）照射器、LEDデバイス、美術館・博物館用照明などの新規事業を展開しています。

シーシーエスは、平成28年5月に実施された公開買付けにより、オプテックスグループの連結子会社となりました。その後は、オプテックスグループの一員としてオプテックス・エフエーをはじめグループ各社とのシナジーを追求し、事業規模や事業領域の拡大に取り組んできました。今後、シーシーエスが、画像処理用LED照明の市場において、国内・海外ともに圧倒的なトップシェアを獲得するためには、迅速かつ機動的な意思決定に基づく経営を行うことが必要不可欠であると考えています。また、更なる成長加速のために、国内外でのM&Aや資本提携を計画しています。

今回、オプテックスグループの完全子会社となることでシーシーエスは上場廃止となりますが、経営の意思決定を迅速に行うことができるようになり、両社が保有する経営資源を融合することで、オプテックス・エフエーとの連携の更なる強化のみならず、国内外のグループ各社の資源や取引関係の活用が一層加速し、シーシーエスの事業拡大への貢献が見込まれます。また、オプテックスグループの経営資源を活用することで効率的な資金調達が可能と

なり、シーシーエス単独では難しい大型案件のM&Aや資本提携などを円滑に推進でき、機動的かつ大胆な事業戦略の推進が可能になります。

以上から、株式交換によりオブテックスグループの完全子会社となることが、シーシーエスの成長戦略上、必要な施策であり、企業価値向上に最良の選択であると判断いたしました。

以上を踏まえ、株式交換を用いたシーシーエスの完全子会社化によるオブテックスグループとの経営統合を実施することが企業価値向上にとって最も適した選択肢であり、両社の株主の皆様へ報いることが可能であるとの考えで両社の見解が一致したことから、このたびの株式交換契約の締結の決定に至っております。

## (2) 本株式交換の要旨

### ① 本株式交換完全親会社の概要

名称	オブテックスグループ株式会社
所在地	滋賀県大津市雄琴5-8-12 (登記上の本店所在地：滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長兼COO 小國 勇
事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務
資本金	2,798百万円

### ② 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（シーシーエス）	平成29年12月31日（日）
本株式交換契約締結承認取締役会（両社）	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結（両社）	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会（シーシーエス）	平成30年3月23日（金）（予定）
最終売買日（シーシーエス）	平成30年6月26日（火）（予定）
上場廃止日（シーシーエス）	平成30年6月27日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(注1) 上記日程は現時点の予定であり、今後手続きを進める中で、両社協議の上、変更される場合があります。

(注2) オブテックスグループは、本株式交換については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続きにより行います。

### ③ 本株式交換の方式

オブテックスグループを株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、オブテックスグループにおいては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

④ 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	オプテックスグループ (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.40
		(ご参考：本株式分割考慮前) 0.70
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対してオプテックスグループの普通株式1.40株を割当て交付いたします。但し、オプテックスグループが所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

(注2) 株式分割

上記割当比率及びオプテックスグループが交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

(注3) 本株式交換により交付する株式数

オプテックスグループは、本株式交換に際して、本株式交換によりオプテックスグループがシーシーエス株式（但し、オプテックスグループが保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（但し、オプテックスグループを除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.40を乗じた数のオプテックスグループ株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。

また、オプテックスグループの交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、オプテックスグループが交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするオブテックスグループの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① オブテックスグループ株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをオブテックスグループに対して請求することができる制度です。

② オブテックスグループ株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びオブテックスグループの定款の規定に基づき、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式をオブテックスグループから買い増すことができる制度です。なお、オブテックスグループは、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、平成30年3月24日開催予定のオブテックスグループ定時株主総会において単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更の効力が発生することを条件にかかる買増制度を新設する予定です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきオブテックスグループ株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、オブテックスグループは、当該端数の割当てを受けることとなるシーシーエスの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

## 7. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単元未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,184,292</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,960,749</b>
現金及び預金	1,764,204	買掛金	368,962
受取手形	616,494	短期借入金	400,000
売掛金	1,261,525	1年内返済予定の長期借入金	101,392
商品及び製品	484,098	未払金	436,602
仕掛品	286,430	未払法人税等	299,930
原材料及び貯蔵品	562,653	賞与引当金	250,788
繰延税金資産	136,727	その他	103,074
その他	73,835	<b>固定負債</b>	<b>402,467</b>
貸倒引当金	△1,677	社債	200,000
<b>固定資産</b>	<b>1,759,855</b>	長期借入金	59,484
<b>有形固定資産</b>	<b>1,194,498</b>	退職給付引当金	116,737
建物	368,509	その他	26,246
工具器具備品	212,674	<b>負債合計</b>	<b>2,363,217</b>
土地	608,587	<b>純資産の部</b>	
リース資産	678	<b>株主資本</b>	<b>4,580,930</b>
建設仮勘定	486	資本金	462,150
その他	3,562	資本剰余金	1,460,472
<b>無形固定資産</b>	<b>116,483</b>	資本準備金	127,450
ソフトウェア	113,286	その他資本剰余金	1,333,022
その他	3,197	<b>利益剰余金</b>	<b>2,658,771</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>448,873</b>	その他利益剰余金	2,658,771
関係会社株式	182,594	別途積立金	340,000
関係会社出資金	50,782	繰越利益剰余金	2,318,771
差入保証金	103,544	<b>自己株式</b>	<b>△463</b>
繰延税金資産	37,276	<b>純資産合計</b>	<b>4,580,930</b>
その他	74,675	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,944,147</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,944,147</b>		

# 損 益 計 算 書

（平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		7,933,468
売 上 原 価		3,391,533
売 上 総 利 益		4,541,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,241,381
営 業 利 益		1,300,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	750	
受 取 配 当 金	79,969	
為 替 差 益	3,098	
そ の 他	16,299	100,118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,498	
売 上 割 引	17,704	
そ の 他	4,290	31,493
経 常 利 益		1,369,177
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,044	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	89,284	93,329
税 引 前 当 期 純 利 益		1,275,848
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	283,349	
法 人 税 等 調 整 額	△425	282,923
当 期 純 利 益		992,925

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余 金	資 本 剰 余 金 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成29年1月1日残高	462,150	127,450	1,333,022	1,460,472	340,000	1,380,023	1,720,023
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△54,177	△54,177
当期純利益						992,925	992,925
自己株式の取得							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	938,748	938,748
平成29年12月31日残高	462,150	127,450	1,333,022	1,460,472	340,000	2,318,771	2,658,771

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成29年1月1日残高	△166	3,642,479	3,642,479
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△54,177	△54,177
当期純利益		992,925	992,925
自己株式の取得	△297	△297	△297
事業年度中の変動額合計	△297	938,450	938,450
平成29年12月31日残高	△463	4,580,930	4,580,930

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産

・商品、製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、賞与支給見込額の内、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職金給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	162,788千円
	短期金銭債務	3,047千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		1,283,860千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	1,548,576千円
	仕入高	16,733千円
	販売費及び一般管理費	21,063千円
	営業取引以外の取引高	107,997千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	113株	122株	一株	235株

(注) 自己株式数の増加122株は単元未満株式及び端株の買取りによる増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

一括償却資産	3,810千円
賞与引当金	77,242
退職給付引当金	35,604
たな卸資産	24,657
資産除去債務	4,442
関係会社株式評価損	14,039
未払事業税	27,672
その他	6,013
繰延税金資産小計	193,482
評価性引当額	△19,073
繰延税金資産合計	174,409
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△150
前払退職年金費用	△254
繰延税金負債合計	△405
繰延税金資産の純額	174,003

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合 ( % )	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 ( 千 円 )	科 目	期 末 残 高 ( 千 円 )
子会社	CCS Europe N.V.	直接100.0% 間接0.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注) 1	863,998	売 掛 金	58,904

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売については、市場価格等を勘案し、取引条件を決定しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 845円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 183円28銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (簡易株式交換による完全子会社化)

当社と当社の親会社であるオプテックスグループ株式会社（以下「オプテックスグループ」）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社をオプテックスグループの完全子会社とすることを決議し、平成30年7月1日を効力発生日として、オプテックスグループを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会の承認を前提としており、これにより、当社株式は平成30年6月27日に上場廃止（最終売買日は平成30年6月26日）となる予定です。

#### (1) 本株式交換の目的

オプテックスグループ企業グループ（オプテックスグループ、並びにその子会社と孫会社の29社及び関連会社2社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、平成29年1月より持株会社体制によるグループマネジメントを開始し、現在、持株会社であるオプテックスグループを筆頭に、直系事業子会社として以下の4社が連なる体制のもと、事業を推進しております。

- ① 防犯用センサや自動ドア用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス株式会社
- ② ファクトリーオートメーションにおける制御用センサや検査用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス・エフエー株式会社（以下「オプテックス・エフエー」といいます。）
- ③ ファクトリーオートメーションにおける画像処理用LED照明機器や工業用紫外線照射装置その他LED応用照明などの開発・製造・販売を主たる事業とするシーシーエス株式会社（以下「シーシーエス」といいます。）
- ④ グループのCSR（企業の社会貢献事業）と従業員福利厚生施設運営などを主たる事業とするオーバルオプテックス株式会社

オプテックスグループは、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付けにより連結子会社化いたしました。当初はシーシーエス経営陣及び従業員の意向に配慮しシーシーエスの上場を維持してまいりましたが、その後、グループ経営のありかたを議論し、持株会社体制にグループ経営の枠組みを変更いたしました。さらに平成29年1月より、当時JASDAQ市場に上場していたオプテックス・エフエーを100%子会社化して、グループ経営の機動力をあげることでグループシナジーによる業績向上を図ってまいりました。シーシーエス経営陣及び従業員とも信頼関係の構築が進んでグループ内の協力関係が強固になった結果、特にファクトリーオートメーション関連事業において大きな成長を遂げるに至りました。

このような中で平成29年8月にオプテックスグループにて開催した定時取締役会においてオプテックスグループ企業グループの体制に関する検討議論がなされ、シーシーエスは100%子会社とすることで、より一層の事業成長加速を図ることが望ましいとの結論に至りました。その後、本株式交換を進めるうえでのアドバイザーなど主要な体制構築を行って、平成29年

9月シーシーエスに対して交渉を進めるべく体制構築を依頼し、平成29年10月に両社関係者が会してキックオフミーティングを実施して交渉を行ってまいりました。

今後は、オブテックス・エフエーとシーシーエスの双方において行っております画像処理用LED照明機器事業の一層の連携を図り、グループ内における経営資源の選択と集中や、事業経営の効率化を進めてまいりたいと考えております。またオブテックスグループ企業グループでは、さらなる業績拡大の加速と、事業多角化による継続的成長のために、M&Aや資本業務提携を重要な経営戦略と位置付けて、積極的に取り組みを進めておりますが、より効果的なM&A又は提携のためには、従来に比べ大きな資金規模を必要とすることが想定されるため、オブテックスグループとシーシーエスの両社がそれぞれの経営資源にて個別対応するより、両社が全体最適視点で連携することが効率的で、両社の企業価値向上にとって望ましいと考えております。そのためには、両社の株主を含めたステークホルダーの利益確保の点でも一致した経営行動と、意思決定の迅速化を図るうえで、現時点でのシーシーエス完全子会社化が望ましいと考えるに至りました。

なお、株式交換による完全子会社化という方法を選択いたしましたのは、オブテックスグループ企業グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術を企業グループ全体で活用して業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様引き続きオブテックスグループ企業グループ株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指したいと考えたためです。

一方で、シーシーエスでも、オブテックスグループからの依頼をうけ、本株式交換を進めるうえでのプロジェクトチームの発足や外部アドバイザーなど主要な体制構築を行い、株式交換による完全子会社化が自社の今後の成長戦略にどのように寄与するかについて検討を行いました。

シーシーエスは、平成5年10月に設立し、実用化され始めたLEDにいち早く着目することで自動検査の際の光源として使用される画像処理用LED照明を様々な生産現場に提供してきました。この画像処理用LED照明装置の開発・製造・販売を主な事業として、同分野で培った技術・ノウハウを活かして、UV（紫外線）照射器、LEDデバイス、美術館・博物館用照明などの新規事業を展開しています。

シーシーエスは、平成28年5月に実施された公開買付けにより、オブテックスグループの連結子会社となりました。その後は、オブテックスグループの一員としてオブテックス・エフエーをはじめグループ各社とのシナジーを追求し、事業規模や事業領域の拡大に取り組んできました。今後、シーシーエスが、画像処理用LED照明の市場において、国内・海外ともに圧倒的なトップシェアを獲得するためには、迅速かつ機動的な意思決定に基づく経営を行うことが必要不可欠であると考えています。また、更なる成長加速のために、国内外でのM&Aや資本提携を計画しています。

今回、オブテックスグループの完全子会社となることでシーシーエスは上場廃止となりますが、経営の意思決定を迅速に行うことができるようになり、両社が保有する経営資源を融合することで、オブテックス・エフエーとの連携の更なる強化のみならず、国内外のグループ各社の資源や取引関係の活用が一層加速し、シーシーエスの事業拡大への貢献が見込まれます。また、オブテックスグループの経営資源を活用することで効率的な資金調達が可能と

なり、シーシーエス単独では難しい大型案件のM&Aや資本提携などを円滑に推進でき、機動的かつ大胆な事業戦略の推進が可能になります。

以上から、株式交換によりオブテックスグループの完全子会社となることが、シーシーエスの成長戦略上、必要な施策であり、企業価値向上に最良の選択であると判断いたしました。

以上を踏まえ、株式交換を用いたシーシーエスの完全子会社化によるオブテックスグループとの経営統合を実施することが企業価値向上にとって最も適した選択肢であり、両社の株主の皆様へ報いることが可能であるとの考えで両社の見解が一致したことから、このたびの株式交換契約の締結の決定に至っております。

## (2) 本株式交換の要旨

### ① 本株式交換完全親会社の概要

名称	オブテックスグループ株式会社
所在地	滋賀県大津市雄琴5-8-12 (登記上の本店所在地：滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長兼COO 小國 勇
事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務
資本金	2,798百万円

### ② 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（シーシーエス）	平成29年12月31日（日）
本株式交換契約締結承認取締役会（両社）	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結（両社）	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会（シーシーエス）	平成30年3月23日（金）（予定）
最終売買日（シーシーエス）	平成30年6月26日（火）（予定）
上場廃止日（シーシーエス）	平成30年6月27日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(注1) 上記日程は現時点の予定であり、今後手続きを進める中で、両社協議の上、変更される場合があります。

(注2) オブテックスグループは、本株式交換については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続きにより行います。

### ③ 本株式交換の方式

オブテックスグループを株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、オブテックスグループにおいては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

④ 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	オプテックスグループ (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.40
		(ご参考：本株式分割考慮前) 0.70
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対してオプテックスグループの普通株式1.40株を割当て交付いたします。但し、オプテックスグループが所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

(注2) 株式分割

上記割当比率及びオプテックスグループが交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

(注3) 本株式交換により交付する株式数

オプテックスグループは、本株式交換に際して、本株式交換によりオプテックスグループがシーシーエス株式（但し、オプテックスグループが保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（但し、オプテックスグループを除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.40を乗じた数のオプテックスグループ株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、オプテックスグループの交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、オプテックスグループが交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするオブテックスグループの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① オブテックスグループ株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをオブテックスグループに対して請求することができる制度です。

② オブテックスグループ株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びオブテックスグループの定款の規定に基づき、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式をオブテックスグループから買い増すことができる制度です。なお、オブテックスグループは、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、平成30年3月24日開催予定のオブテックスグループ定時株主総会において単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更の効力が発生することを条件にかかる買増制度を新設する予定です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきオブテックスグループ株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、オブテックスグループは、当該端数の割当てを受けることとなるシーエスの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

シーシーエス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シーシーエス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シーシーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社をオブテックスグループ株式会社（以下「オブテックスグループ」）の完全子会社とすることを決議し、平成30年7月1日を効力発生日として、オブテックスグループを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

シーシーエス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シーシーエス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社をオブテックスグループ株式会社（以下「オブテックスグループ」）の完全子会社とすることを決議し、平成30年7月1日を効力発生日として、オブテックスグループを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人と連携し、重要な決裁書類その他の会議録等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するとともに、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

シーシーエス株式会社 監査等委員会

監査等委員 酒 見 康 史 ㊟

監査等委員 見 座 宏 ㊟

監査等委員 八 幡 知 行 ㊟

(注) 監査等委員酒見康史及び八幡知行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社とオプテックスグループ株式会社との株式交換契約承認の件

当社およびオプテックスグループ株式会社（以下「オプテックスグループ」といい、当社とオプテックスグループ併せて「両社」といいます。）は、平成30年2月14日開催のそれぞれの取締役会において、オプテックスグループを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

本株式交換の効力発生日は平成30年7月1日を予定しております。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場において、平成30年6月27日付で上場廃止（最終売買日は平成30年6月26日）となる予定です。

また、オプテックスグループは、平成30年2月14日開催の取締役会において、平成30年3月31日（予定）を基準日として、同社の普通株式を1株につき2株の割合で、平成30年4月1日をもって分割すること（以下「本株式分割」といいます。）を決議しており、本株式交換に係る割当比率およびオプテックスグループが交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

また、オプテックスグループは、平成30年2月14日開催の取締役会において、平成30年3月24日開催予定の同社第39回定時株主総会に、「単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更」について付議することを決議しております。

なお、オプテックスグループにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに、本株式交換が行われる予定です。

#### 1. 本株式交換を行う理由

オプテックスグループ企業グループ（オプテックスグループ、並びにその子会社と孫会社の29社及び関連会社2社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、平成29年1月より持株会社体制によるグループマネジメントを開始し、現在、持株会社であるオプテックスグループを筆頭に、直系事業子会社として以下の4社が連なる体制のもと、事業を推進しております。

- ① 防犯用センサや自動ドア用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス株式会社
- ② ファクトリーオートメーションにおける制御用センサや検査用センサなどの開発・製造・販売を主たる事業とするオプテックス・エフエー株式会社（以下「オプテックス・エフエー」といいます。）
- ③ ファクトリーオートメーションにおける画像処理用LED照明機器や工業用紫外線照射装置その他LED応用照明などの開発・製造・販売を主たる事業とする当社
- ④ グループのCSR（企業の社会貢献事業）と従業員福利厚生施設運営などを主たる事業とするオーパルオプテックス株式会社

オプテックスグループは、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月に当社を公開買付けにより連結子会社化いたしました。当初は、当社経営陣及び従業員の意向への配慮により、当社は上場を維持してまいりましたが、その後、グループ経営のありかたが議論され、持株会社体制にグループ経営の枠組みが変更されました。さらに平成29年1月より、当時JASDAQ市場に上場していたオプテックス・エフエーが100%子会社化され、グループ経営の機動力をあげることでグループシナジーによる業績向上が図られてまいりました。当社の経営陣及び従業員においても、オプテックスグループとの信頼関係の構築が進んでグループ内の協力関係が強固になった結果、特にファクトリーオートメーション関連事業において大きな成長を遂げるに至りました。

このような中で、オプテックスグループにおいては、平成29年8月に開催した定時取締役会においてオプテックスグループ企業グループの体制に関する検討議論がなされ、当社を100%子会社とすることで、より一層の事業成長加速を図ることが望ましいとの結論に至り、その後、本株式交換を進めるうえでのアドバイザーなど主要な体制構築が行われ、平成29年9月当社に対して交渉を進めるべく体制構築の依頼があり、平成29年10月に両社関係者が会してキックオフミーティングを実施し、交渉を行ってまいりました。

今後は、当社とオプテックス・エフエーの双方において行っております画像処理用LED照明機器事業の一層の連携を図り、グループ内における経営資源の選択と集中や、事業経営の効率化を進めてまいりたいと考えております。またオプテックスグループ企業グループでは、さらなる業績拡大の加速と、事業多角化による継続的成長のために、M&Aや資本業務提携を重要な経営戦略と

位置付けて、積極的に取り組みを進めておりますが、より効果的なM&A又は提携のためには、従来に比べ大きな資金規模を必要とすることが想定されるため、両社が、それぞれの経営資源にて個別対応するより、全体最適視点で連携することが、効率的で両社の企業価値向上にとって望ましいと考えております。そのためには、両社の株主を含めたステークホルダーの利益確保の点でも一致した経営行動と、意思決定の迅速化を図るうえで、現時点での当社完全子会社化が望ましいと考えるに至りました。

なお、株式交換による完全子会社化という方法を選択いたしましたのは、オプテックスグループ企業グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術を企業グループ全体で活用して業績貢献していくに当たり、当社株主の皆様引き続きオプテックスグループ株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指したいと考えたためです。

一方で、当社でも、オプテックスグループからの依頼をうけ、本株式交換を進めるうえでのプロジェクトチームの発足や外部アドバイザーなど主要な体制構築を行い、株式交換による完全子会社化が自社の今後の成長戦略にどのように寄与するかについて検討を行いました。

当社は、平成5年10月に設立し、実用化され始めたLEDにいち早く着目することで自動検査の際の光源として使用される画像処理用LED照明を様々な生産現場に提供してきました。この画像処理用LED照明装置の開発・製造・販売を主な事業として、同分野で培った技術・ノウハウを活かして、UV（紫外線）照射器、LEDデバイス、美術館・博物館用照明などの新規事業を展開しています。

当社は、平成28年5月に実施された公開買付けにより、オプテックスグループの連結子会社となりました。その後は、オプテックスグループの一員としてオプテックス・エフエーをはじめグループ各社とのシナジーを追求し、事業規模や事業領域の拡大に取り組んできました。今後、当社が、画像処理用LED照明の市場において、国内・海外ともに圧倒的なトップシェアを獲得するためには、迅速かつ機動的な意思決定に基づく経営を行うことが必要不可欠であると考えています。また、更なる成長加速のために、国内外でのM&Aや資本提携を計画しています。

今回、オプテックスグループの完全子会社となることで当社は上場廃止となりますが、経営の意思決定を迅速に行うことができるようになり、両社が保有する経営資源を融合することで、オプテックス・エフエーとの連携の更なる強

化のみならず、国内外のグループ各社の資源や取引関係の活用が一層加速し、当社の事業拡大への貢献が見込まれます。また、オペテックスグループの経営資源を活用することで効率的な資金調達が可能となり、当社単独では難しい大型案件のM&Aや資本提携などを円滑に推進でき、機動的かつ大胆な事業戦略の推進が可能になります。

以上から、株式交換によりオペテックスグループの完全子会社となることが、当社の成長戦略上、必要な施策であり、企業価値向上に最良の選択であると判断いたしました。

以上を踏まえ、株式交換を用いた当社の完全子会社化によるオペテックスグループとの経営統合を実施することが企業価値向上にとって最も適した選択肢であり、両社の株主の皆様へ報いることが可能であるとの考えで両社の見解が一致したことから、このたびの株式交換契約の締結の決定に至っております。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

### 株式交換契約書（写）

オペテックスグループ株式会社（以下「甲」という。）及びシーシーエス株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、平成30年2月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

##### （甲）株式交換完全親会社

商号：オペテックスグループ株式会社

住所：滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号

(乙) 株式交換完全子会社

商号：シーシーエス株式会社

住所：京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に1.40を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.40株の割合をもって割り当てる。
3. 前項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金0円
- (2) 資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成30年7月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合（本契約第6条第1項但書に定めるところにより、甲における株主総会決議が必要となった場合を含む。）は、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けないで、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総

会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めることができるものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。
3. 前二項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（本契約に明示的に定める行為を除く。）については、あらかじめ甲及び乙において協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までには所有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却するものとする。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、それぞれの平成29年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。

甲： 総額524,541,960円及び普通株式1株につき30円

乙： 総額243,802,305円及び普通株式1株につき45円

2. 甲は、平成30年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、総額524,541,960円、普通株式1株につき15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。

#### 第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（次条に定める場合のいずれかが生じることが確実となった場合を含む。）には、甲乙間で協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、①甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までにかかる株主総会の承認が得られない場合、②乙において、本効力発生日の前日まで本契約について乙の株主総会の承認が得られない場合、又は、③本効力発生日までに、本株式交換に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

#### 第12条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、大津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に照り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月14日

甲：滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号  
オプテックスグループ株式会社  
代表取締役社長兼COO 小國 勇 ⑩

乙：京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地  
シーシーエス株式会社  
代表取締役社長 大西 浩之 ⑩

### 3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容等

会社名	オブテックスグループ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	1.40
		(ご参考：本株式分割考慮前) 0.70
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

#### (注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対してオブテックスグループの普通株式1.40株を割当てて交付いたします。但し、オブテックスグループが所有する当社の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

#### (注2) 株式分割

上記割当比率及びオブテックスグループが交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

#### (注3) 本株式交換により交付する株式数

オブテックスグループは、本株式交換に際して、本株式交換によりオブテックスグループが当社株式（但し、オブテックスグループが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、オブテックスグループを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代わり、その保有する当社株式の数の合計に1.40を乗じた数のオブテックスグループ株式を交付します。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式及び基準時までに当社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。また、オブテックスグループの交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、オブテックスグループが交付する株式数は、当社の自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

#### (注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするオブテックスグループの配当金を受領する権利を有することになります。金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。オブテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① オプテックスグループ株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、オプテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをオプテックスグループに対して請求することができる制度です。

② オプテックスグループ株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びオプテックスグループの定款の規定に基づき、オプテックスグループの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式をオプテックスグループから買い増すことができる制度です。なお、オプテックスグループは、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、平成30年3月24日開催予定のオプテックスグループ定時株主総会において単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更の効力が発生することを条件にかかる買増制度を新設する予定です。

（注5）1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきオプテックスグループ株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、オプテックスグループは、当該端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

イ 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる前記3.（1）①「本株式交換に係る割当ての内容等」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、オプテックスグループは山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下「YBC」といいます。）を、当社は監査法人グラヴィタス（以下「グラヴィタス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

オプテックスグループにおいては、後記3.（1）⑤イ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるYBCから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、オプテックスグループ株主の皆様のご利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、後記3.（1）⑤イ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるグラヴィタスから取得した株式交換比率に関する算定書及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋

橋・山上合同（以下「淀屋橋・山上合同」といいます。）からの助言並びに、後記3.（1）⑤ロ「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主であるオプテックスグループとの間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、オプテックスグループ及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

#### ロ 算定に関する事項

##### 1) 算定機関の名称及び上場会社との関係

オプテックスグループの第三者算定機関であるYBC及び当社の第三者算定機関であるグラヴィタスはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### 2) 算定の概要

YBCは、オプテックスグループについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である平成30年2月13日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるオプテックスグループ株式の平成29年8月14日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、平成29年11月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、平成30年1月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を基に分析しておりま

す。)を、またオブテックスグループには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(算定基準日である平成30年2月13日を基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の平成29年8月14日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、平成29年11月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、平成30年1月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を基に分析しております。)を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

なお、算定の前提とした両社の財務予測には、大幅な増収、増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、オブテックスグループについては、平成31年12月期において売上高が前年度対比約12.5%増加し、平成32年12月期において売上高が前年度対比約13.7%、営業利益が前年度対比約29.8%増加することを見込んでおります。当社については平成31年12月期において売上高が前年度対比約15.9%増加し、平成32年12月期において売上高が前年度対比約14.5%増加することを見込んでおります。これは、オブテックスグループについては、世界レベルで生産現場の自動化・ロボット化などが進行することによりファクトリーオートメーション関連事業において各種センサや画像処理システムの需要拡大が見込まれること、あわせて中国や北米地域などの販路拡大とシェアアップを狙った営業力強化による売り上げ増加を計画しているものです。ファクトリーオートメーション向け画像処理システムの世界市場は平成32年までは年率10%で拡大し、なかでもオブテックスグループが注力している検査アプリケーションは需要増により大きな市場拡大が期待されると大手調査会社が発表いたしました(平成29年12月18日付、株式会社富士経済によるプレスリリース「FA向け画像処理システム関連の世界市場を調査」によります。)。また、防犯用センサ関連事業においても、テロ対策としての根強いセキュリティニーズに加え、画像確認による警備システム

の信頼性向上が進むことによる需要拡大により、カメラ連動システムのセンサ売り上げなどを増加させることを計画していることによるものです。利益面につきましては、売り上げの拡大に伴い固定費の比率を低下させ、売上高営業利益率を平成29年12月期の約13%から平成32年12月期には16%以上に向上させるべく、業務生産性の向上を図ることによるものです。一方、当社については、世界規模で拡大している画像処理用LED照明の市場において、LED照明やカメラ・レンズといった周辺機器を組み合わせるソリューションビジネスを進化させ、画像処理システムも含めて提案することで競合他社との差別化を進め、国内外でM&Aや資本提携などを実施することで売り上げ増加を計画しているものです。また、新規事業として注力しているUV照射器ビジネスの市場がLEDの進化により急拡大しており、研究開発や人材を拡充することで、新たな収益の柱に育成し売り上げを増加させる計画によるものです。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率は、オプテックスグループ株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジを記載したものであり、また本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.19～1.30
類似会社比較法	1.27～1.68
DCF法	1.19～1.77

※上記の株式交換比率は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数となります。

※上記の株式交換比率は、小数第三位を四捨五入しております。

YBCは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でYBCに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への

鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照した両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。YBCの株式交換比率の算定は、平成30年2月13日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

一方、グラヴィタスは、オペテックスグループ及び当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用するとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて両社について、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率は、オペテックスグループ株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジを記載したものであり、また本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.98～1.62
類似会社比較法	1.24～1.72
DCF法	1.36～1.88

※上記の株式交換比率は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数となります。

市場株価法においては、オペテックスグループについては、平成30年2月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるオペテックスグループ株式の平成29年8月14日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、平成29年11月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、平成30年1月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を用いて算定しました。また、当社については、平成30年2月13日を基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の平成29年8月14日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、平成29年11月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、平成30年1月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を用いて算定いたしました。

類似会社比較法においては、オプテックスグループと類似性があると判断される類似上場会社として、あいホールディングス株式会社、アイホン株式会社、株式会社キーエンス及びオムロン株式会社を選定し、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、オムロン株式会社、レーザーテック株式会社、株式会社アパールデータ及びシグマ光機株式会社を選定した上で、EV／予想EBITDA倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、オプテックスグループについては、オプテックスグループから提出された平成30年12月期から平成33年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長率法により算出しており、永久成長率を0～1.5%とし、割引率は6.13%～7.13%を使用しております。また、当社については、当社から提出された平成30年12月期から平成33年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法により算出しており、永久成長率を0～1.5%とし、割引率は6.37%～7.37%を使用しております。

なお、算定の前提とした両社の財務予測には、大幅な増収、増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、オプテックスグループについては、平成31年12月期において売上高が前年度対比約12.5%増加し、平成32年12月期において売上高が前年度対比約13.7%、営業利益が前年度対比約29.8%増加することを見込んでおります。当社については平成31年12月期において売上高が前年度対比約15.9%増加し、平成32年12月期において売上高が前年度対比約14.5%増加することを見込んでおります。これは、オプテックスグループについては、世界レベルで生産現場の自動化・ロボット化などが進行することによりファクトリーオートメーション関連事業において各種センサや画像処理システムの需要拡大が見込まれること、あわせて中国や北米地域などの販路拡大とシェアアップを狙った営業力強化による売り上げ増加を計画しているものです。ファクトリーオートメーション向け画像処理システムの世界市場は平成32年までは年率10%で拡大し、なかでもオプテックスグループが注力している検査アプリケーションは需要増により大きな市場拡大が期待されると大手調査会社が発表いたしました（平成29年12月18日付、株式会社富士経済によるプレスリリース「FA向け画像処理システム関連の世界市場を調

査」によります。)。また、防犯用センサ関連事業においても、テロ対策としての根強いセキュリティニーズに加え、画像確認による警備システムの信頼性向上が進むことによる需要拡大により、カメラ連動システムのセンサ売り上げなどを増加させることを計画していることによるものです。利益面につきましては、売り上げの拡大に伴い固定費の比率を低下させ、売上高営業利益率を平成29年12月期の約13%から平成32年12月期には16%以上に向上させるべく、業務生産性の向上を図ることによるものです。一方、当社については、世界規模で拡大している画像処理用LED照明の市場において、LED照明やカメラ・レンズといった周辺機器を組み合わせて提案するソリューションビジネスを進化させ、画像処理システムも含めて提案することで競合他社との差別化を進め、国内外でM&Aや資本提携などを実施することで売り上げ増加を計画しているものです。また、新規事業として注力しているUV照射器ビジネスの市場がLEDの進化により急拡大しており、研究開発や人材を拡充することで、新たな収益の柱に育成し売り上げを増加させる計画によるものです。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

グラヴィタスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でグラヴィタスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債(簿外資産・負債、偶発債務を含みます。)について、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、係る算定において参照した両社の財務予測については、両社のそれぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであること並びに係る算定は平成30年2月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。また、グラヴィタスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

- ③ オプテックスグループの資本金および準備金の額の相当性に関する事項  
本株式交換により増加する資本金および準備金の額は次のとおりです。

資本金： 金0円

資本準備金： 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

利益準備金： 金0円

本株式交換により増加するオプテックスグループの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の定めに従い、オプテックスグループが定めるものとされています。係る定めは、会社計算規則、公正な会計基準に即したものであり、相当であると考えております。

- ④ 対価としてオプテックスグループ株式を選択した理由

当社及びオプテックスグループは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となるオプテックスグループの普通株式を選択いたしました。本株式交換の対価であるオプテックスグループの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後においても、引き続き流動性が確保されております。

また、本株式交換は両社の企業価値向上を図るものであるため、今後オプテックスグループの普通株式を保有することになる当社の株主の皆様においても、本株式交換によるシナジーを享受することが期待できると考えられることから、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となるオプテックスグループの普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

- ⑤ 当社の非支配株主の利益を害さないように留意した事項

イ 公正性を担保するための措置

両社は、オプテックスグループが既に当社の総株主の議決権の63.54%（平成29年12月31日現在）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

1) 第三者算定機関からの算定書

オプテックスグループは、第三者算定機関であるYBCを選定し、平成30年2月13日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、前記3.（1）②ロ「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、第三者算定機関であるグラヴィタスを選定し、平成30年2月13日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、前記3.（1）②ロ「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

## 2) 独立した法律事務所からの助言

オプテックスグループは、リーガル・アドバイザーとして西村あさひを選定し、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。なお、西村あさひは、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

当社は、リーガル・アドバイザーとして淀屋橋・山上合同を選定し、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。なお、淀屋橋・山上合同は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

## ロ 利益相反を回避するための措置

オプテックスグループが、既に当社の総株主の議決権の63.54%（平成29年12月31日現在）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

### 1) 当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成29年11月27日、本株式交換が当社の非支配株主にとって不利益な条件で行われることを防止するため、支配株主であるオプテックスグループとの間で利害関係を有しない委員として、当社の社外取締役であり監査等委員である酒見康史氏（弁護士、酒見法律事務所）、八幡知行氏（公認会計士、八幡公認会計士事務所）及び独立した外部の有識者である早川光志氏（公認会計士・税理士、税理士法人ハヤカワ）の3名で構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置しました。なお、八幡知行氏は、平成9年3月～平成14年1月までオプテックス株式会社（現オプテックスグループ）の社外監査役、平成14年1月～平成29年3月までオプテックス・エフエーの社外監査役であり、オプテックスグループ株式を保有していますが、現在は、当社の独立役員であることからオプテックスグループとの利害関係を有していないと判断いたしました。本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本株式交換の目的が合理的か（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換における株式交換比率の公正性が確保されているか、（iii）本株式交換において公正な手続きを通じて当社の非支配株主の利益に対する配慮がなされているか、（iv）これらの判断を踏まえ、本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の非支配株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年12月13日から平成30年2月13日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会 は、かかる検討に当たり、オペテックスグループの代表取締役社長兼COOである小國勇氏より、オペテックスグループが本株式交換によって意図する目的、本株式交換を当社の企業価値向上にいかに関与させるかについて説明を受けました。また、当社より、本株式交換の目的、オペテックスグループによる当社への提案内容、本株式交換に至る背景、当社の本株式交換についての考え方並びに株式交換比率を含む本株式交換その他の諸条件の交渉経緯及び決定プロセスについての説明を受けるとともに、淀屋橋・山上合同より、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受けております。また、グラヴィタスから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の非支配株主にとって特段不利益なものであると考える事情は認められない旨の答申書を、平成30年2月14日付で、当社の取締役会に対し提出しております。

## 2) 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

当社における本株式交換の議案を決議した取締役会においては、利益相反の疑いを最大限回避する観点からより慎重を期すため、まず、当社の取締役のうち、(i) オペテックスグループ側の出身であり、かつ、現在、オペテックスグループの代表取締役を兼務している小國勇氏及び(ii) オペテックスグループ側の出身であり、かつ、現在、オペテックス・エフエーの従業員を兼務している奥村訓氏、並びに、(iii) 過去、オペテックスグループの子会社の社外監査役を長期に亘って務めており、かつ、現在、オペテックスグループの取締役(監査等委員)を兼務している見座宏氏を除く取締役4名のみで審議及び決議を行いました(以下、かかる審議及び決議を「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、小國勇氏、奥村訓氏及び見座宏氏が会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議の定足数及び議決権数に影響を及ぼすものであることになってしまうことを考慮し、第1決議に参加しなかった取締役のうち奥村訓氏及び見座宏氏を加えた6名の取締役で改めて審議及び決議を行っています(以下、かかる審議及び決議を「第2決議」といいます。))。

上記のとおり、奥村訓氏及び見座宏氏は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しております。また、小國勇氏は、オプテックスグループ側の出身であり、かつ、現在、オプテックスグループの代表取締役を兼務していることを勘案し、第1決議及び第2決議のいずれの審議、決議にも参加しておりません。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記のとおり取締役が出席し、本株式交換の諸条件について慎重に審議した結果、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っております。

なお、小國勇氏、奥村訓氏及び見座宏氏は、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

### 3) オプテックスグループにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

オプテックスグループの取締役のうち、(i) 当社側の出身であり、かつ、現在、当社の代表取締役を兼務している大西浩之氏、及び、(ii) 現在、当社において、オプテックスグループにおける役職(取締役(監査等委員))と同程度の役職(取締役(監査等委員))を兼務している見座宏氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、オプテックスグループの取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、オプテックスグループの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

(2) 対価について参考となるべき事項

① オプテックスグループの定款

オプテックスグループ株式会社の定款は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ccs-inc.co.jp>) に掲載しております。

② 対価の換価方法に関する事項

イ 取引市場

東京証券取引所市場第一部

ロ 取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

全国各証券会社

ハ 市場価格

本株式交換の対価であるオプテックスグループ株式について、株式交換契約締結日の直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場価格の終値平均は以下のとおりです。

1ヶ月間	3ヶ月間	6ヶ月間
6,724円	5,860円	5,064円

ニ オプテックスグループの貸借対照表

オプテックスグループは有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

③ オプテックスグループの最終事業年度に係る計算書類等

オプテックスグループ株式会社の平成29年12月期に係る計算書類等は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ccs-inc.co.jp>) に掲載しております。

④ 株式交換当事会社における最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分等に関する事項

イ 当社

該当事項はありません。

ロ オプテックスグループ

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する社株の数
1	おおにしひろゆき 大西浩之 (昭和40年8月8日生)	平成2年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 平成11年8月 日本オラクル株式会社入社 平成14年1月 イーシステム株式会社入社 平成18年3月 同社取締役 平成20年3月 三光ソフラン株式会社（現 三光ソフランホールディングス株式会社）入社 平成21年11月 GMOアドパートナーズ株式会社入社 平成23年5月 当社入社 平成23年8月 当社経営企画部門担当執行役 平成24年8月 当社経営企画部門担当執行役員 平成25年11月 当社国内営業部門担当常務執行役員 平成27年10月 当社取締役兼執行役常務 平成28年10月 当社代表取締役社長、現在に至る 平成29年1月 オプテックスグループ株式会社取締役、現在に至る  (重要な兼職の状況) オプテックスグループ株式会社取締役	6,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
2	うえだ たか ひこ 上 田 隆 彦 (昭和28年8月2日生)	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 昭和58年11月 植村技研工業株式会社入社 平成4年4月 ワイエムシステムズ株式会社入社 平成9年8月 当社入社 平成17年8月 当社第2営業部長 平成21年12月 当社営業部門営業企画グループマネージャー 平成23年10月 当社営業部門担当執行役 平成24年8月 当社営業部門担当執行役員 平成25年11月 当社国内営業部門参与 平成29年3月 当社取締役、現在に至る	30,600株
3	おぐに いさむ 小 國 勇 (昭和27年5月17日生)	昭和53年8月 竹中エンジニアリング工業株式会社入社 昭和56年3月 オプテックス株式会社(現 オプテックスグループ株式会社)入社 昭和63年2月 同社取締役 平成3年10月 ジックオプテックス株式会社代表取締役社長、現在に至る 平成13年3月 オプテックス株式会社(現 オプテックスグループ株式会社)専務取締役 平成14年1月 オプテックス・エフエー株式会社設立と同時に代表取締役社長、現在に至る 平成28年10月 当社取締役、現在に至る 平成29年1月 オプテックスグループ株式会社代表取締役社長兼COO、現在に至る  (重要な兼職の状況) オプテックスグループ株式会社代表取締役社長兼COO オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長 ジックオプテックス株式会社代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
4	おくむら さとし 奥村訓 (昭和42年7月24日生)	<p>平成2年4月 オプテックス株式会社(現 オプテックスグループ株式会社)入社</p> <p>平成13年5月 当社入社</p> <p>平成17年2月 オプテックス・エフエー株式会社入社 新規事業室室長</p> <p>平成19年1月 同社LED営業部部長、現在に至る</p> <p>平成28年8月 当社取締役、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) オプテックス・エフエー株式会社LED営業部部長</p>	一株

- (注) 1. 当社は、小國勇氏が代表取締役社長を務めるオプテックス・エフエー株式会社との間で包括的業務提携契約を締結しております。なお、同氏は平成30年3月20日をもって同社の取締役を退任し相談役に就任する予定であります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役との責任限定契約について  
当社は、現在、当社の非業務執行取締役である小國勇氏および奥村訓氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再任が承認され就任したときは、当該契約は再任後の行為についても効力を有します。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	さけみやすし 酒見康史 (昭和33年12月24日生)	平成3年4月 弁護士登録、現在に至る 平成16年6月 株式会社松風社外監査役、 現在に至る 平成21年10月 当社社外取締役 平成28年8月 当社社外取締役（監査等委員）、 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社松風社外監査役	4,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する社 当株式の数
2	みざ座ひろむ氏 (昭和22年8月13日生)	昭和45年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年6月 三洋電機メディカシステム株式会社 常務取締役 平成13年10月 三洋電機バイオメディカ株式会社 常務取締役 平成16年9月 三洋ヒューマンネットワーク株式会 社入社 平成17年3月 オプテックス・エフエー株式会社 社外監査役 平成28年8月 当社社外取締役(監査等委員) 平成29年3月 オプテックスグループ株式会社社外 取締役(監査等委員)、現在に至る 平成29年3月 当社取締役(監査等委員)、現在に至る  (重要な兼職の状況) オプテックスグループ株式会社社外取締役 (監査等委員)	一株
3	やわたともゆき氏 八幡知行 (昭和18年2月2日生)	昭和47年4月 監査法人中央会計事務所 大阪事務 所入所 昭和54年12月 八幡公認会計士事務所所長、現在に至る 平成9年3月 オプテックス株式会社社外監査役 平成14年1月 オプテックス・エフエー株式会社社外 監査役 平成28年8月 当社社外取締役(監査等委員)、現在 に至る	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 酒見康史氏および八幡知行氏は、社外取締役候補者であります。

酒見康史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る弁護士としての豊富な実務経験と幅広い見識、高度な法律知識を基に、当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことが期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っていることであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締

役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

八幡知行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る公認会計士としての豊富な実務経験と幅広い見識、財務および会計に関する深い知見を基に、当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことが期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を行った実績を有していることであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

酒見康史氏は8年5ヶ月間、八幡知行氏は1年7ヶ月間、就任しております。

4. 取締役との責任限定契約について

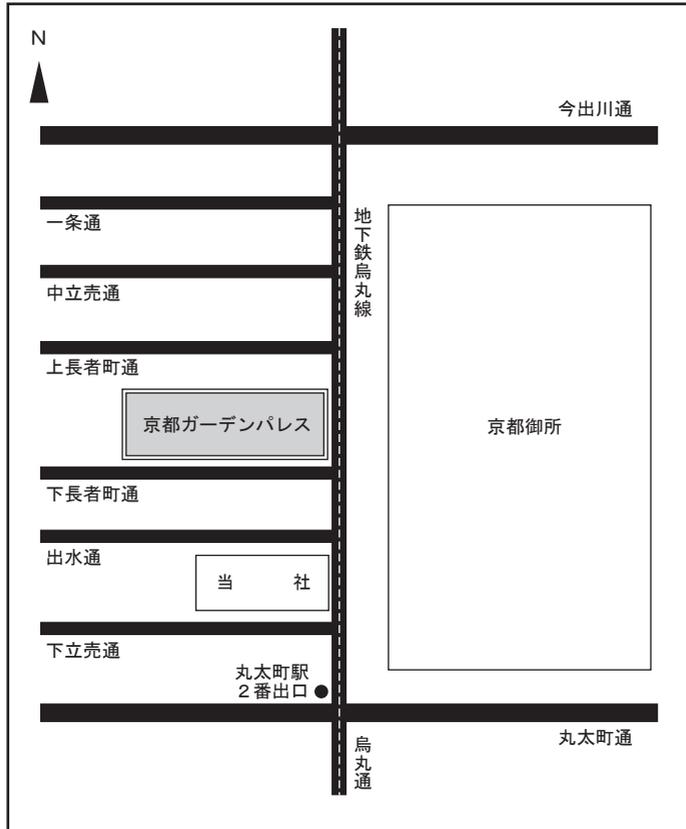
当社は、現在、当社の非業務執行取締役である酒見康史氏、見座宏氏および八幡知行氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏の再任が承認され就任したときは、当該契約は再任後の行為についても効力を有します。

以上



## 株主総会会場のご案内

会 場 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地  
京都ガーデンパレス  
2階 葵の間  
電話：075-411-0111



地下鉄烏丸線丸太町駅 2番出口から徒歩8分